

各森林管理局総務企画部長 殿

林野庁国有林野部業務課長

週休 2 日を促進する森林土木工事の試行について

森林整備保全事業（治山関係事業及び林道関係事業をいう。）の工事については、将来における工事の担い手確保が課題となる中で、休日を確保できる環境の整備を一層推進する観点から、今後発注する工事については、工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）（令和元年 6 月 20 日付け元林整計第 65 号林野庁森林整備部計画課長通知。以下「計画課長通知」という。）によるほか、下記によることとしたので適切に実施されたい。

記

1 用語の定義

この通知における用語の定義は、計画課長通知に定めるところによるほか、森林整備保全事業設計積算要領（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号林野庁長官通知。以下「設計積算要領」という。）、森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて（平成 11 年 7 月 1 日付け 11-13 林野庁指導部長、国有林野部長通知。以下「細部取扱い」という。）及び森林整備保全事業工事標準仕様書（平成 29 年 3 月 30 日付け 28 林整計第 380 号林野庁長官通知）に定めるところによる。

2 試行工事の取組内容

この通知に基づく取組を試行する森林土木工事（以下「試行工事」という。）の実施に当たっては、ワンデーレスポンスの徹底、綿密な工程調整、関係機関との協議調整の確実な実施等により、受注者が休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇）を確実に確保できるよう努め、全ての工事を対象に現場閉所による週休 2 日制適用工事（完全週休 2 日（土日）（受注者希望方式））又は、週休 2 日交代制適用工事（完全週休 2 日（受注者希望方式））により発注することを原則とする。ただし、現場条件等からこれにより難しい場合は、例外的に週休 2 日対象工事としないことも可能とするが、選定にあたっては、緊急の災害復旧工事を行う場合等、工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。

また、入札説明書等において、週休 2 日（計画課長通知第 1 の 2 の(1)に定める現場閉所による週休 2 日又は第 2 の 2 の(1)に定める交替制による週休 2 日をいう。以下同じ。）を促進するため、週休 2 日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費（以下「工事費」という。）の一部を補正して実施する試行工事であることを明示するものとする。

(1) 現場閉所による週休 2 日制適用工事（完全週休 2 日（土日）（受注者希望方式））

契約締結後、工事着手前に完全週休 2 日（土日）の取組について協議して実施するものとし、その取組状況に応じ林野庁工事成績評定要領（平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官通知）に基づく評定（以下「工事成績評定」という。）においてプラス評価を行う。現場閉所の達成状況が完全週休 2 日（土日）でない場合は、現場閉

所の状況に応じて請負代金額を変更するが、工事成績評定においてマイナス評価は行わない。

また、完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日に取組むものとし、その達成状況に応じ工事成績評定においてプラス評価を行う。現場閉所の達成状況が月単位の週休2日でない場合は、現場閉所の状況に応じて請負代金額を変更した上で、明らかに週休2日に取組む姿勢が見られなかったものについて、工事成績評定においてマイナス評価を行う。

(2) 週休2日交替制適用工事（完全週休2日（受注者希望方式））

契約締結後、工事着手前に交替制による完全週休2日の取組について協議して実施するものとし、その取組状況に応じ工事成績評定においてプラス評価を行う。休日確保の達成状況が完全週休2日でない場合は、休日確保の状況に応じて請負代金額を変更するが、工事成績評定においてマイナス評価は行わない。

また、交替制による完全週休2日の取組を希望しない場合は、交替制による月単位の週休2日に取組むものとし、その達成状況に応じ工事成績評定においてプラス評価を行う。休日確保の達成状況が月単位の週休2日でない場合は、休日確保の状況に応じて請負代金額を変更した上で、明らかに週休2日に取組む姿勢が見られなかったものについて、工事成績評定においてマイナス評価を行う。

3 工期の設定

試行工事における工期については、設計積算要領第9及び細部取扱いの10に基づき、余裕期間制度の積極的な活用を図りつつ、休日を確保するなど適切に設定する。

4 工事費の補正

計画課長通知第1の4の(1)及び第2の4の(1)に定める現場閉所及び休日確保（以下「現場閉所等」という。）の状況に応じた補正係数（以下「週休2日補正係数」という。）のうち、完全週休2日を達成した場合の補正係数について、当初から各経費に乗じて工事費を積算する。

現場閉所等の達成状況を確認後、当該達成状況が完全週休2日でない場合又は完全週休2日の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更し、請負代金額を変更することとする。ただし、月単位の週休2日に満たないものについては、週休2日補正係数による補正を考慮せずに請負代金額を変更することとする。

5 週休2日の取組に係る協議、確認等

(1) 協議報告書等

契約締結後、受注者が完全週休2日（土日）又は交替制による完全週休2日に取組むことを希望する場合、速やかに協議報告書を取り交わし、施工計画書にその旨を反映させるものとする。

(2) 現場閉所等の確認方法

発注者は、休日等取得実績調書（別紙1：現場閉所による計画・実績）（別紙2：交代制による計画・実績）について受注者に提示を求め、現場閉所等の状況を確認するものとする。なお、受注者の独自の様式等の使用を妨げるものではない。

発注者による現場閉所等の状況の確認は月1回程度を目安とし、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

なお、提示された休日等取得実績調書における計画が週休2日の取得を前提としないことが確認された場合、監督職員は改善に向けた指示を行い、その是正に努めるものとする。

6 週休2日の取組に係る周知

森林土木工事における週休2日の取組について周知を図るため、工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、「週休2日促進試行工事」である旨を掲示する。

7 工事成績評定における評価

週休2日の取組状況に応じ、工事成績評定において次のとおり評価を行う。

(1) プラス評価

ア 綿密な工程調整、ICTの積極的な活用等により月単位の週休2日以上現場閉所等を達成するなど、他の模範となるような働き方改革に係る取組を実施した場合には、監督職員の考査項目「創意工夫」の「その他」として「その他（月単位の週休2日以上の確保に向けた取組の工夫）」を追加し、評価する。

イ 月単位の週休2日以上現場閉所等を達成した場合には、その達成状況に応じ次のとおり評価を行う（交替制による週休2日方式にあつては、次の①及び②の「現場閉所」を「交替制」と読み替えて記載する。）。

① 監督職員の考査項目「施工状況」の「工程管理」において、「その他（現場閉所による月単位の週休2日以上の確保を行っている。）」を追加し、評価する。

② 主管課長・担当課長等の考査項目「施工状況」の「工程管理」において、「休日を確保するなど、適切な人員管理と工程管理がなされている。」を評価するとともに、「その他（現場閉所による月単位の週休2日以上の確保を行っている。）」を追加し、原則a評価とする（他の項目で著しく低く評価する内容が確認される場合を除く。）。

(2) マイナス評価

提示された休日等取得実績調書における計画が週休2日の取得を前提としておらず、監督職員が改善に向けた文書による指示を行ってもその是正がされないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合には、主管課長・担当課長等の考査項目「法令遵守等」において、「上記処分以外で、法令遵守等に違反し監督職員の文書による改善指示にも是正がなされなかった場合」に該当するものとして、3点減ずる。

8 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の活用

交替制による週休2日の取組の実施に当たっては、現場の施工体制を確保するために技術者及び技能労働者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、積算基準の金額相当では技術者及び技能労働者の調達が困難になった場合は、実情に応じて変更が可能となる経費（以下「実績変更対象額」という。）の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更を行うこととする。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事及び通勤等に要する費用

9 週休2日の取組実績の証明

工事完成後、月単位の週休2日以上現場閉所等を達成したことを確認した場合は、工事の完成検査の結果と併せて週休2日の取組実績証明書（別紙3）を発行する。

10 入札説明書等への記載

試行工事の発注に当たっては、次の記載例を参考に入札説明書等へ明示し、入札に参加しようとする者へ周知の上実施すること。

(入札公告及び入札説明書記載例)

【現場閉所による週休2日方式の場合】

○. 工事概要等

(○) 本工事は、週休2日を促進するため、現場閉所による月単位の週休2日は必須とし、さらに完全週休2日(土日)に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事である。

契約締結後、工事着手前に週休2日の取組について協議して実施するものとし、その取組状況に応じ林野庁工事成績評定要領(平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知)に基づく工事成績評定(以下「工事成績評定」という。)において評価を行うとともに、週休2日の取組実績証明書を発行する。なお、現場閉所が完全週休2日(土日)でない場合は、現場閉所状況に応じて請負代金額を変更する。

【交替制による週休2日方式の場合】

○. 工事概要等

(○) 本工事は、週休2日を促進するため、交替制による月単位の週休2日は必須とし、さらに交替制による完全週休2日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事である。

契約締結後、工事着手前に週休2日の取組について協議して実施するものとし、その取組状況に応じ林野庁工事成績評定要領(平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知)に基づく工事成績評定(以下「工事成績評定」という。)において評価を行うとともに、週休2日の取組実績証明書を発行する。なお、現場に従事した技術者及び技術労働者の休日確保が完全週休2日でない場合は、休日確保の状況に応じて請負代金額を変更する。

(○) 本工事は、上記(○)に示す試行を適用する場合、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)について、現場の施工体制を確保するために技術者及び技能労働者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、積算基準の金額相当では技術者及び技能労働者の調達が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(特記仕様書記載例)

【現場閉所による週休2日方式の場合】

○. 週休2日の取組

本工事は、現場閉所による週休2日を促進するため、現場閉所による月単位の週休2日は必須とし、さらに完全週休2日(土日)に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事であり、その実施に当たっては次によるものとする。

(1) 受注者は、完全週休2日(土日)に取り組む希望がある場合、工事着手前に監督職員と協議し、速やかに協議報告書を取り交わすとともに、施工計画書にその旨を反映させるものとする。

(2) 週休2日の取組における考え方は、次のとおりである。

ア 現場閉所による完全週休2日(土日)とは、対象期間の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

現場閉所による月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、28.5%の水準の状態とみなす。

現場閉所による通期の週休2日とは、対象期間内において、現場閉所率が、28.5%(8日/28日)以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 対象期間とは、工事着手から工事完了までの期間をいう。なお、対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間その他発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

また、工事契約後、完全週休2日(土日)の取組に当たって、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日(以下「代替休日」という。)を設定する。ただし、災害対応等で代替休日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。

ウ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいい、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

エ 工事着手とは、森林整備保全事業工事標準仕様書(平成29年3月30日付け28林整計第380号林野庁長官通知。以下「標準仕様書」という。)第1編第1章第1節1-1-1-2(14)に規定する「工事着手」をいう。

オ 工事完了とは、標準仕様書第1編第1章第1節1-1-1-2(15)に規定する「工事完了」をいう。

(3) 本工事では、表1に掲げる現場閉所の状況に応じた補正係数(以下「週休2日補正係数」という。)のうち完全週休2日(土日)を達成した場合の補正係数を、当初から労務単価、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率に乗じて積算している。

市場単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表2に掲げる当該名称・区分の週休2日補正係数のうち完全週休2日(土日)を乗じている。

土木工事標準単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表3に掲げる当該名称・区分の週休2日補正係数のうち完全週休2日（土日）を乗じている。

現場閉所の達成状況を確認後、当該達成状況が完全週休2日（土日）でない場合又は完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更し、請負代金額を変更する。

ただし、現場閉所の達成状況が月単位の週休2日に満たないものについては、週休2日補正係数による補正を考慮せずに請負代金額を変更することとする。

表1

| 現場閉所の状況 | 完全週休2日（土日） | 月単位の週休2日 |
|---------|------------|----------|
| 労務単価 | 1.02 | 1.02 |
| 共通仮設費率 | 1.02 | 1.01 |
| 現場管理費率 | 1.03 | 1.02 |

※ 見積りによる単価等のうち労務単価、機械経費（賃料）が明らかとなっていないものは、補正の対象としない。

表2

| 名称 | 区分 | 完全週休2日（土日） | 月単位の週休2日 |
|------------------|-------|------------|----------|
| 防護柵設置工（ガードレール） | 設置 | 1.00 | 1.00 |
| | 撤去 | 1.02 | 1.02 |
| 防護柵設置工（横断・転落防止柵） | 設置 | 1.02 | 1.02 |
| | 撤去 | 1.02 | 1.02 |
| 防護柵設置工（落石防護柵） | | 1.01 | 1.01 |
| 防護柵設置工（落石防止網） | | 1.01 | 1.01 |
| 防護柵設置工（ガードパイプ） | 設置 | 1.00 | 1.00 |
| | 撤去 | 1.02 | 1.02 |
| 道路標識設置工 | 設置 | 1.00 | 1.00 |
| | 撤去・移設 | 1.01 | 1.02 |
| 道路付属物設置工 | 設置 | 1.01 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.02 | 1.02 |
| 法面工 | | 1.01 | 1.01 |
| 吹付砕工 | | 1.01 | 1.01 |
| 鉄筋挿入工（ロックボルト工） | | 1.01 | 1.01 |
| 橋梁用伸縮継手装置設置工 | | 1.01 | 1.01 |
| 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工 | | 1.02 | 1.02 |

表3

| 名称 | 区分 | 完全週休2日（土日） | 月単位の週休2日 |
|--------------|----|------------|----------|
| 区画線工 | | 1.02 | 1.02 |
| 排水構造物工 | | 1.02 | 1.02 |
| コンクリートブロック積工 | | 1.02 | 1.02 |
| 構造物取りこわし工 | 機械 | 1.01 | 1.01 |
| | 人力 | 1.02 | 1.02 |
| 橋梁塗装工 | | 1.01 | 1.01 |
| 塗膜除去工 | | 1.02 | 1.02 |

| | | | |
|-----------------------|----|------|------|
| 道路反射鏡設置工 | 設置 | 1.00 | 1.00 |
| | 撤去 | 1.02 | 1.02 |
| 浸食防止用植生マット工(養生マット工) | | 1.02 | 1.02 |
| 耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工 | | 1.02 | 1.02 |

- (4) 週休2日の取組状況を確認するため、受注者は、対象期間内に係る毎月分の休日等取得実績調書(別紙1)を作成し、月1回程度を目安に監督職員へ提示する。なお、受注者の独自の様式等の使用を妨げるものではない。
- (5) 森林土木工事における週休2日の取組について周知を図るため、受注者は、工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、「週休2日促進試行工事」である旨を掲示する。
- (6) 週休2日の取組状況について、他の模範となるような働き方改革に係る取組や現場閉所の達成状況(月単位の週休2日以上)に応じ、林野庁工事成績評定要領(平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知)に基づく工事成績評定において、プラス評価を行う。なお、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、マイナス評価を行う。
- (7) 工事完成後、月単位の週休2日以上現場閉所を達成したことを確認した場合、発注者は週休2日の取組実績証明書を発行する。

【交替制による週休2日方式の場合】

○. 週休2日の取組

本工事は、週休2日を促進するため、交替制による月単位の週休2日は必須とし、さらに交替制による完全週休2日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事であり、その実施に当たっては次によるものとする。

(1) 受注者は、交替制による完全週休2日に取り組む希望がある場合、工事着手前に監督職員と協議し、速やかに協議報告書を取り交わすとともに、施工計画書にその旨を反映させるものとする。

(2) 週休2日の取組における考え方は、次のとおりである。

ア 交替制による完全週休2日とは、対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

交替制による月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に、28.5%の水準の状態とみなす。

交替制による通期の週休2日とは、対象期間内において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日を含めるものとする。

イ 対象期間とは、技術者及び技能労働者の従事期間をいう。

下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。

なお、対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、災害対応等で代替休日の設定が困難であり、受注者の責によらず交替制による週休2日が実施できない場合は、受発注者間で協議して交替制による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。

ウ 工事着手とは、森林整備保全事業工事標準仕様書（平成29年3月30日付け28林整計第380号林野庁長官通知。以下「標準仕様書」という。）第1編第1章第1節1-1-1-2(14)に規定する「工事着手」をいう。

エ 工事完了とは、標準仕様書第1編第1章第1節1-1-1-2(15)に規定する「工事完了」をいう。

(3) 本工事では、表1に掲げる休日率に応じた補正係数（以下「週休2日交替制補正係数」という。）のうち完全週休2日を達成した場合の補正係数を、当初から労務単価、現場管理費率に乗じて積算している。

市場単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表2に掲げる当該名称・区分の週休2日交代制補正係数のうち完全週休2日に乗じている。

土木工事標準単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表3に掲げる当該名称・区分の週休2日交代制補正係数のうち完全週休2日に乗じている。

休日確保の達成状況を確認後、当該達成状況が完全週休2日でない場合又は完全週休2日の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更し、請負代金額を変更する。

ただし、休日確保の達成状況が月単位の週休2日に満たないものについては、週休2日交代制補正係数による補正を考慮せずに請負代金額を変更することとする。

表1

| 休日確保の状況 | 完全週休2日 | 月単位の週休2日 |
|---------|--------|----------|
| 労務単価 | 1.02 | 1.02 |
| 現場管理費 | 1.03 | 1.02 |

表2

| 名称 | 区分 | 完全週休2日 | 月単位の週休2日 |
|------------------|-------|--------|----------|
| 防護柵設置工（ガードレール） | 設置 | 1.00 | 1.00 |
| | 撤去 | 1.02 | 1.02 |
| 防護柵設置工（横断・転落防止柵） | 設置 | 1.02 | 1.02 |
| | 撤去 | 1.02 | 1.02 |
| 防護柵設置工（落石防護柵） | | 1.01 | 1.01 |
| 防護柵設置工（落石防止網） | | 1.01 | 1.01 |
| 防護柵設置工（ガードパイプ） | 設置 | 1.00 | 1.00 |
| | 撤去 | 1.02 | 1.02 |
| 道路標識設置工 | 設置 | 1.00 | 1.00 |
| | 撤去・移設 | 1.01 | 1.01 |
| 道路付属物設置工 | 設置 | 1.01 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.02 | 1.02 |
| 法面工 | | 1.01 | 1.01 |
| 吹付砕工 | | 1.01 | 1.01 |
| 鉄筋挿入工（ロックボルト工） | | 1.01 | 1.01 |
| 橋梁用伸縮継手装置設置工 | | 1.01 | 1.01 |
| 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工 | | 1.02 | 1.02 |

表3

| 名称 | 区分 | 完全週休2日 | 月単位の週休2日 |
|-----------------------|----|--------|----------|
| 区画線工 | | 1.02 | 1.02 |
| 排水構造物工 | | 1.02 | 1.02 |
| コンクリートブロック積工 | | 1.02 | 1.02 |
| 構造物取りこわし工 | 機械 | 1.01 | 1.01 |
| | 人力 | 1.02 | 1.02 |
| 橋梁塗装工 | | 1.01 | 1.01 |
| 塗膜除去工 | | 1.02 | 1.02 |
| 道路反射鏡設置工 | 設置 | 1.00 | 1.00 |
| | 撤去 | 1.02 | 1.02 |
| 浸食防止用植生マット工（養生マット工） | | 1.02 | 1.02 |
| 耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工 | | 1.02 | 1.02 |

- (4) 週休2日の取組状況を確認するため、受注者は、対象期間内に係る毎月分の休日等取得実績調書（別紙2）を作成し、月1回程度を目安に監督職員へ提示する。なお、受注者の独自の様式等の使用を妨げるものではない。
- (5) 森林土木工事における週休2日の取組について周知を図るため、受注者は、工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、「週休2日促進試行工事」である旨を掲示する。
- (6) 週休2日の取組状況について、他の模範となるような働き方改革に係る取組や休日確保の達成状況（月単位の週休2日以上）に応じ、林野庁工事成績評定要領（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定において、プラス評価を行う。なお、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、マイナス評価を行う。
- (7) 工事完成後、月単位の週休2日以上の日確保を達成したことを確認した場合、発注者は週休2日の取組実績証明書を発行する。

○. 地域外からの労務者確保に要する間接工事費の設計変更

- (1) 本工事は、上記○に示す試行を適用する場合、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」のうち下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事施工に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- (2) 発注者は、契約締結後、予定価格に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、契約締結後、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)で受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

休日等取得実績調査

別紙1

工事名 ○○工事 契約工期 2025年7月10日～2026年1月30日 対象期間 工事の始期 2025年7月20日～工事の完了日 2026年1月20日

| 2025年 | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | |
|-------|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|
| 3月 | 曜日 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | |
| 計画 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 曜日 | | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | | |
| 計画 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 曜日 | | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | |
| 計画 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 曜日 | | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | | |
| 計画 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 曜日 | | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | |
| 計画 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 曜日 | | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | |
| 計画 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 曜日 | | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | | |
| 計画 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 曜日 | | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | |
| 計画 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 曜日 | | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | | |
| 計画 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 曜日 | | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | |
| 計画 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 曜日 | | 年 | 年 | 年 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 年 | 金 | 土 |
| 計画 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 曜日 | | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | | | | |
| 計画 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 曜日 | | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | |
| 計画 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

【凡例】 ■:作業日 休:休工日 (空白):対象外期間

| | | | |
|---------|----------|---|-------------------|
| 計画時チェック | 現場閉所率(%) | = | 現場閉所日数/週休2日確認対象期間 |
| | | = | 49日/171日 |
| | | = | 28.655% |
| | 週休2日達成判定 | = | 完全週休2日(土日)達成 |
| 実施時チェック | 現場閉所率(%) | = | 現場閉所日数/週休2日確認対象期間 |
| | | = | 38日/130日 |
| | | = | 29.231% |
| | 週休2日達成判定 | = | 月単位での4週8休達成 |

- ・ 休工日(休)の合計が、現場閉所日数となる。…①
- ・ 作業日(■)と休工日(休)の合計が、対象期間日数となる。…②
- ・ 右記の現場閉所率は、①/②により計算される。
- ・ 現場閉所率は、正確には、
4週8休以上: 8日/28日=28.571...%以上 のことなので、注意。
- ・ 8月(夏季休暇)、12月(年末休暇)、1月(年始休暇)の各月には、3日間の計算対象外(現場閉所日に含まない)となる特別休暇がある。なお、当該休暇を代休取得した場合も3日間のみ対象外として計算される。

番 号
年 月 日

(契約の相手方)

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 殿

分任支出負担行為担当官

〇〇森林管理署長 〇〇 〇〇

〇〇工事の請負実行について

(完成検査合格通知及び週休2日の取組実績証明書)

月 日完成検査を実施した結果、合格と認めるので請負契約約款第32条2項により通知します。

また、週休2日の取組状況を確認した結果、月単位の週休2日以上現場閉所(休日確保)を達成したことを通知します。

記

1 工期 〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

2 週休2日の取組結果

月単位の現場閉所(休日確保)日数の割合28.5%(8日/28日)以上を達成

実績変更対象費に関する実施計画書

| 費用 | | 費用 | 内容 | 計上額 |
|-----------|-----------|-------------------|--|-----|
| 共通仮 設費 | 営繕費 | 借上費 | 現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫又は材料保管場所等の敷地借上げに要する地代若しくはこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用 | |
| | | 宿泊費 | 労働者が、旅館又はホテル等に宿泊する場合に要する費用 | |
| | | 労働者送迎費 | 労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む。)をするために要する費用(運転手賃金、車両損料及び燃料費等を含む。) | |
| | 小計 | | | |
| 現場管 理費 | 労務管 理費 | 募集及び解散に要する費用 | 労働者の赴任手当、帰省旅費及び帰省手当 | |
| | | 賃金以外の食事、通勤等に要する費用 | 労働者の食事補助及び交通費 | |
| | 小計 | | | |
| 合計 | | | | |

実績変更対象費に関する変更実施計画書

| 費用 | | 費用 | 内容 | 計上額 (当初) | 計上額 (変更) | 差額 |
|---------------|---------------|---------------------------------------|--|-------------|-------------|----|
| 共通 仮設 費 | 営繕 費 | 借上費 | 現場事務所、試験室、 労働者宿舎、倉庫又は 材料保管場所等の敷 地借上げに要する地 代若しくはこれらの 建物を建築する代わ りに貸しビル、マンシ ョン、民家等を長期借 上げする場合に要す る費用 | | | |
| | | 宿泊費 | 労働者が、旅館又はホ テル等に宿泊する場 合に要する費用 | | | |
| | | 労働者 送迎費 | 労働者をマイクロバ ス等で日々当該現場 に送迎輸送（水上輸送 を含む。）をするため に要する費用（運転手 賃金、車両損料及び燃 料費等を含む。） | | | |
| | 小計 | | | | | |
| 現場 管理 費 | 労務 管理 費 | 募集及 び解散 に要す る費用 | 労働者の赴任手当、帰 省旅費及び帰省手当 | | | |
| | | 賃金以 外の食 事、通 勤等に 要する 費用 | 労働者の食事補助及 び交通費 | | | |
| | 小計 | | | | | |
| 合計 | | | | | | |